

舞鶴市長 様

## 農業者物価高騰緊急支援給付金給付申請書兼同意・宣誓書

農業者物価高騰緊急支援給付金実施要領第6条の規定により、関係資料を添えて、下記のとおり申請します。なお、本給付金を申請するにあたり、裏面の同意・宣誓の内容を確認しました。

## 1. 申請者についての情報

申請区分	<input type="checkbox"/> 認定農業者（個人・法人等）		<input type="checkbox"/> 認定新規就農者	
	※上記に該当しないもの <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 法人等			
	----- 以下、京都丹の国農業共同組合の生産者部会に所属する方は該当する部会にチェックしてください <input type="checkbox"/> 舞鶴万願寺甘とう部会 <input type="checkbox"/> 舞鶴茶部会 <input type="checkbox"/> 舞鶴特別栽培米部会 <input type="checkbox"/> 佐波賀だいこん生産部会 <input type="checkbox"/> 舞鶴いちご生産部会 <input type="checkbox"/> 舞鶴養鶏部会 <input type="checkbox"/> 舞鶴落花生部会			
フリガナ		担当者氏名		
法人・団体名		電話番号	( )	
[法人・団体]所在地 [個人]自宅住所	〒 舞鶴市			
フリガナ				
[法人・団体] 代表者役職・氏名 [個人]氏名 自署または署名・押印				

## 2. 給付に関する情報

給付額	<input type="checkbox"/> 50,000円	<input type="checkbox"/> 100,000円
-----	----------------------------------	-----------------------------------

## 3. 振込口座に関する情報（ゆうちょ銀行含む）

金融機関名	本・支店名	金融機関コード	支店コード
銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店 支店		
口座種別	口座番号 (右詰で記入)	口座名義 (カタカナ)	
1.普通 2.当座			

裏面あり

同意・宣誓（確認した場合は、□にレ点を付けてください。）

農業者物価高騰緊急支援給付金を申請するにあたり、以下の内容について同意・宣誓します。なお、この同意・宣誓に係り、内容が虚偽、又はこの同意・宣誓に反したことにより、不利益を被ることになっても異議は一切申し立てません。

- 支給要件を満たしていること
- 申請書類記載事項及び証拠書類等の内容が虚偽でないこと
- 給付金の審査にあたり是正のための措置の求めがあった場合にはこれに応じること
- 舞鶴市が私の市税の滞納の有無を調べることに同意すること
- 舞鶴市事業者等物価高騰対策支援給付金等の給付金の受給を受けていないこと
- 支給決定後、支給要件に反した場合や不正受給が発覚した場合には、速やかに給付金を返還すること

※以下の項目は、**令和8年度市民税・府民税申告受付票の写しの提出がない場合**に適用する事項である

- 確定申告の写し及び市民税・府民税申告書受付票の写しを提出していない場合において、本給付金の審査に必要な範囲で、市が市民税・府民税申告内容を確認することに同意すること
- 前号の確認に伴い、税額確定後の支給となるため、支給時期が6月以降となる場合があることを了承すること

#### 4. 添付資料

提出書類		給付申請書兼 同意・宣誓書 (様式第1号)	添付資料	
			※2 振込口座が わかる書類 (写)	※3 令和7年確定申告に 係る書類 (写)
※1①令和7年分の農業 収入が50万円以上ある 個人及び法人等または 農業協同組合の生産部 会に所属する農業者	個人	○	○	○
	法人等	○	○	○
②認定農業者・ 認定新規就農者	個人	○	○	
	法人等	○	○	

※1 日本標準産業分類における中分類01「農業」及び中分類02「林業」に属する事業を営む者

※2 振込口座がわかる書類 (写)

申請者名義の振込口座の写しを添付（通帳の表紙を開いたページ。金融機関名、金融機関コード、支店名、支店コード、預金種別、口座番号、口座名義等が記載されたページの写しを添付）

※3 確定申告に係る書類 (写)

ア) 確定申告の写し (e-taxによる申請の場合は「受信通知」)

イ) 法人事業概況説明書と【別添様式】事業収入内訳書(法人のみ) を添付

ただし、確定申告を行っていない者にとっては、令和8年度の市民税・府民税申告書受付票の写しを提出するものとする。

## 【支給要件】

下記(1)から(3)に該当する場合は、給付金の対象となります。

(1) 市内の農業者で令和7年中(令和7年1月1日～令和7年12月31日)に畜産、農業生産等の営農活動(生産と販売等)をし、下記のいずれかに該当するもの。

(ア) 令和7年中に営農活動を実施した、市内に本店または事業所がある農業を営む法人又は個人で、令和7年分の農業収入、または山林収入、もしくは日本標準産業分類「大分類 A 農業、林業」の業務にかかる営業収入が50万円以上あるもの※

※日本標準産業分類(平成25年10月改定)一分類項目名、説明及び内容例示

中分類 01 農業

010 管理, 補助的経済活動を行う事業所(01農業)

011 耕種農業

012 畜産農業

013 農業サービス業(園芸サービス業を除く)

014 園芸サービス業

中分類 02 林業

020 管理, 補助的経済活動を行う事業所(02林業)

021 育林業

022 素材生産業

023 特用林産物生産業(きのこ類の栽培を除く)

024 林業サービス業

029 その他の林業

(イ) (ア)のうち農業協同組合の生産者部会に所属する農業者

(ウ) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年5月28日法律第65号)第12条第1項に規定の認定農業者(以下「認定農業者」という。)、農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に規定の認定新規就農者(以下「認定新規就農者」という。)、(ア)のうち舞鶴市内の森林において森林経営計画を樹立しているもの

(2) 市税の滞納をしていないこと(徴収の猶予を受けているものを除く)。

(3) 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、舞鶴市暴力団排除条例第2条第3号及び第4号に規定する暴力団員等及び暴力団密接関係者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しない者であること。また、上記の暴力団員等及び暴力団密接関係者が、経営に事実上参画していない者であること。

## 【不支給要件】

下記(1)から(2)のうち、いずれかに該当する場合は、給付金の対象外となります。

(1) 主たる収入が日本標準産業分類の農林業、畜産・水産業以外であり、事業者等物価高騰対策支援給付金の支給を受ける者

(2) その他、農業者物価高騰緊急支援給付金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断するもの

※虚偽の記載をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

※申請期限までに返信又は訂正等がない場合は、本給付金の支給を辞退したとみなします。